

# 蕨市立第二中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

第二中学校では、これまで「いじめは絶対に許さない」という強い理念のもと、教職員、生徒、保護者、地域が一体となって、その撲滅に向けて取り組んできた。平成25年9月28日に制定された、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定を受けて、第二中でもすべての教職員がいじめに対する共通理解といじめに取り組むための共通認識を持つ必要がある。本校では「二中のいじめ対策委員会」を設置し、組織的、積極的に取り組んでいく。

今後も校区内小学校とも連携しつつ、生徒が安心して学校生活を送り自らの力を十分發揮できるよう、いじめを許さない校風を一層確かなものにする必要がある。

そこで、いじめ防止推進法第13条の規定に基づき、第二中学校の実態に応じて本校におけるいじめ防止等のための対策を具体的に推進するため「第二中学校いじめ防止基本方針」を定める。（以下、「第二中学校基本方針」という。）

## 第1 第二中学校いじめ防止基本方針の策定

### 1 策定の目的

第二中学校では、法の趣旨を踏まえ、国、県及び蕨市のいじめ防止基本方針を参照し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

第二中学校いじめ防止基本方針では、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策について具体的に記載する。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本理念

- (1) いじめは全ての生徒に関係する問題であることから、学校、家庭、地域、関係機関相互の連携のもと、生徒が安心して学習や部活動等に取り組むことができ、学校の内外を問わずにいじめを撲滅できるよう、未然防止に全力で取り組む。
- (2) 生徒会の「いじめ撲滅宣言」を軸として、いじめをせず、また、いじめを放置することなく、全ての生徒がいじめ問題に関する意識を高められるよう、教育活動全体を通じて、互いに尊重し合い高め合う気持ちや態度を育成する。
- (3) いじめはどの学級、どの生徒にも起こり得るという認識のもと、いじめは絶対に許されないと強い決意をもって、生徒の立場で迅速かつ組織的に対応する。
- (4) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地域住民、家庭、関係諸機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して対応する。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために第二中学校が実施する施策

#### (1) 第二中学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

本校は、法第22条を受け、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「第二中学校いじめ問題対策委員会」（以下、「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校生徒指導委員会を母体とし、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラーによって構成する。個々の事案に応じて学級担任、部活動顧問も加えることができるものとする。

また、必要に応じて、専門的知識及び経験を有する蕨市児童福祉課職員、民生児童委員、PTA、警察関係者などの参加を得て対応することにより、より実効的にいじめ問題の解決を図る。

問題対策委員会は次の役割を担うものとする。

- ア いじめの防止等の取組に関する年間計画の作成・実施・検証・改善を行う。
- イ いじめの疑い若しくはいじめの事実が確認された際、その情報を収集し事実確認を迅速に行う。
- ウ いじめ解消のための具体的な対応策を協議し組織的に対応する。

## (2) 第二中学校におけるいじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識のもと、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

ア いじめに向かわせないための未然防止の取組として、教育活動全体の中で生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動を行う。

イ 生徒に対して、傍観者とならず、教職員等への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

ウ ライフスキル教育を通じて、生徒の健全な自尊感情（セルフエスティーム）やコミュニケーション能力、心のアクセル・ブレーキをコントロールするセルフコントロール能力を高め、互いに認め合える人間関係・明るい学校風土を醸成する。

エ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、生徒同士が互いを認め合い高め合うことでいじめが生まれにくい環境をつくるため、教育課程全体を通じて道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る。

オ 生徒会の「いじめ追放決議」を踏まえ、各学級における具体的な行動目標を策定する。

カ 保護者会において、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

キ 教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒指導ハンドブック『New I's』を活用した研修を年間研修計画に位置付けて実施する。

ク 学校生活に主体的に取り組む意欲を向上させるためには「学ぶ喜びを味わわせる授業」を実現することが大切であることを認識し、学校全体で授業の工夫改善に取り組む。

ケ P T Aの協力を得ながら保護者同士のネットワークづくりを進め、学級保護者会などの際に、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策などについて話し合う機会を設ける。

## (3) 第二中学校におけるいじめの早期発見

日ごろから生徒の状況の把握や信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、生徒、保護者がいじめ等の相談をしやすい体制を整え、いじめの早期発見に取り組む。

ア 学級担任は、日常的に生徒の様子や行動を観察するとともに、生活ノートに記述された内容を毎日点検し情報収集に努める。

イ 各学期に2回のアンケートを実施し、その調査結果を取りまとめ生徒指導委員会において情報を共有するとともに、本市教員委員会にも報告する。**また、保存期間を5年間とする。**

ウ 毎年5月頃に教育相談週間を設け、学級担任が生徒と学校生活全般にわたる内容について面談を行い、その結果を取りまとめ教育相談部会において情報を共有するとともに、蕨市教育委員会にも報告する。

エ 生徒指導委員会及び教育相談部会を週時程に位置付けて定期開催とし、養護教諭、さわやか相談員、特別支援教育コーディネーターも参加して生徒の情報を共有するとともに、いじめが疑われる事案について報告があった場合は、その解消に向けて迅速かつ組織的に対応する。

オ 授業規律を定着させるため、わかる授業づくりを実践し、すべての生徒が参加・活躍できるよう工夫する。

カ 友人関係、集団づくり、社会性を育成するため、社会体験や交流体験の機会を計画的に行い、生徒自ら気づく、学ぶ機会を提供していく。

## (4) 第二中学校におけるいじめに対する措置

教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合には、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導しいじめを止めさせる。併せて、再発防止に全力で取り組む。

ア いじめを行った生徒に対する措置

- ・いじめの内容や関係する生徒について事実を十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として絶対に許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
- ・必要に応じて当該生徒を別室で学習させるなどの措置を行い、いじめを受けた生徒が安心して教育が受けられるようにする。
- ・当該生徒の保護者に対して状況を丁寧に説明し、家庭での指導の在り方等について助言する。

#### イ いじめを受けた生徒に対する措置

- ・本人のプライドを傷つけず共感的態度で話を聴き、事実関係を明らかにするとともに、日ごろから温かい言葉掛けに配慮して本人との信頼関係を築いておく。
- ・養護教諭、さわやか相談員及びスクールカウンセラーによる心のケアを進める。
- ・当該生徒の保護者に対して状況を丁寧に説明し、家庭での接し方等について支援する。

#### ウ 学級、部活動等全体への指導

- ・周りではやし立てることはいじめ行為と同じであること、傍観することはいじめ行為への加担と同じあることを理解させる。

- ・生徒会の「いじめ撲滅宣言」を踏まえて、いじめのない明るい集団づくりを目指した指導を進める。

#### エ いじめを行った生徒及びいじめを受けた生徒への指導・支援にあっては、状況により「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も考慮・検討する。またその場合でも、情報共有を確実に行う。

#### オ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて本市その他の関係機関等の協力や援助を求める。

#### カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、蕨警察署との連携を図る。

#### キ 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置結果を蕨市教育委員会へ速やかに報告する。

#### ク いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の二つの要件を満たすこととして考え、対応にあたる。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかるわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

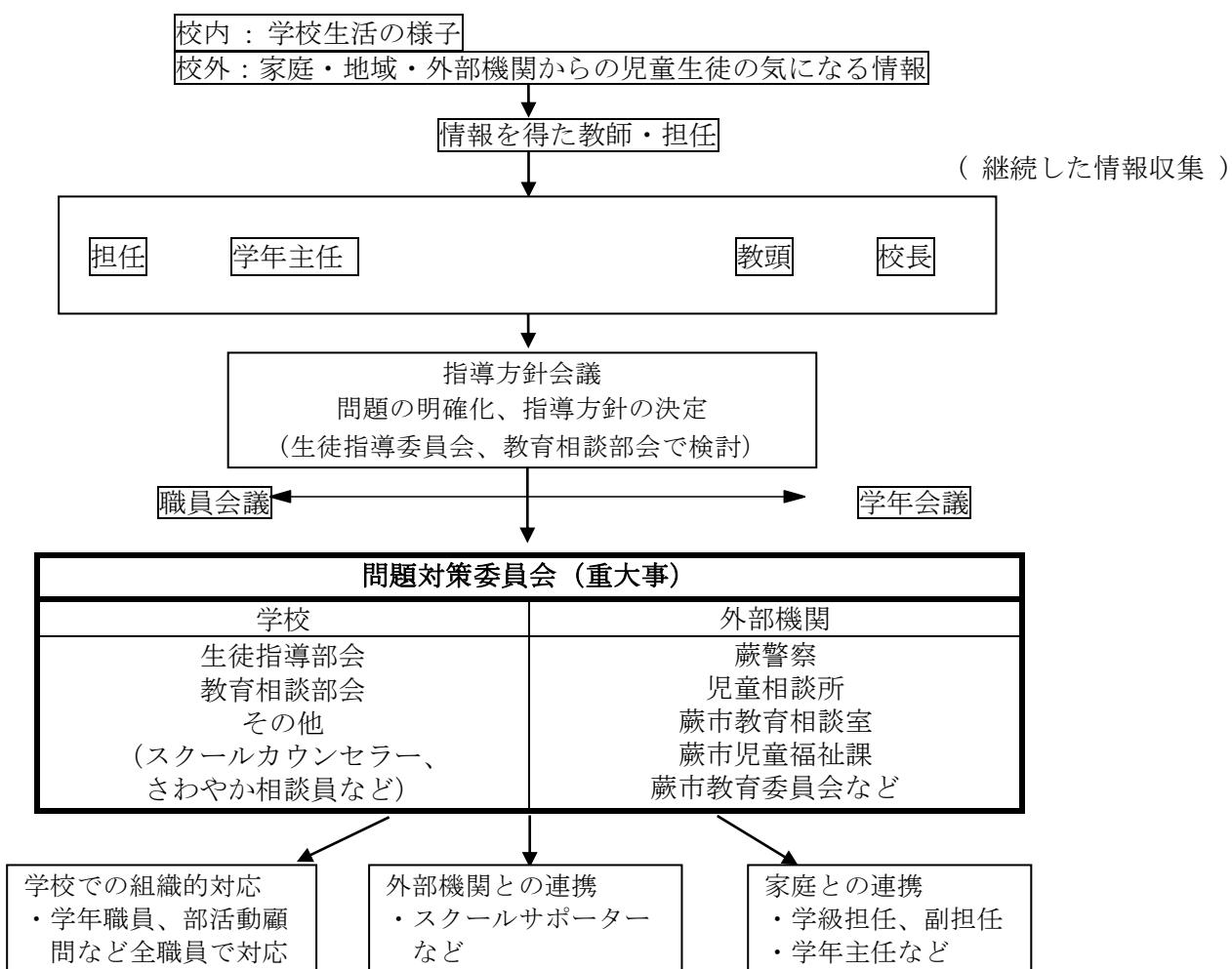
##### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 重大事態への対処

第二中学校では、法28条に示された重大事態を全職員が理解し、重大事態が生じた際には蕨市教育委員会の指導、助言又は援助のもと、問題対策委員会において次のとおり調査を行うとともに、再発防止に全力で取り組む。

- (1) 重大事態が生じた場合は、法第30条第1項に基づき、その旨を蕨市教育委員会を通じて市長へ報告する。
- (2) 重大事態が生じた場合は直ちにその事態に対処するとともに、法第28条第1項に基づき問題対策委員会において事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) 法28条第2項に基づき問題対策委員会は、明らかになった事実関係その他必要な情報を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に提供する。提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法をもって行う。
- (4) 法第28条第1項の規定による調査結果を蕨市教育委員会を通じて市長に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者から申し出があった場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果報告に添える。



## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

問題対策委員会において毎年度、第二中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。